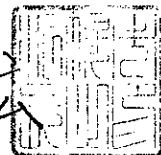


札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例をここに公布する。

令和6年2月 29 日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第 9 号

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

札幌市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年条例第1号）の一部を次のように改正する。

(1) 第4条第5項を次のように改める。

5 前条第3項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

(2) 第5条第3項に次の1号を加える。

(4) 市長が当該計画地区内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物

(3) 第5条に次の1項を加える。

6 第3条第3項の規定は、第3項第4号の規定による許可をする場合に準用する。

(4) 第7条第2項中「別表3の左欄」を「別表3計画地区の名称の欄」に、「同表の右欄」を「同表建築物等の欄」に改める。

(5) 第8条第4項中「規定は、」を「規定により高さの最高限度が12メートル未満となる建築物のうち、当該」に、「については、適用しない」を「の高さの最高限度は、同項の規定にかかわらず、12メートルとする」に改め、同項後段を削り、同条中第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

5 第1項及び前項の規定は、市長が当該計画地区内における土地の利用状況等に照らして、周辺の健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。

6 第3条第3項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

(6) 別表1に次のように加える。

平岸駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された札幌圏都市計画平岸駅周辺地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

(7) 別表2に次のように加える。

(8) 別表2備考10中「並びに時計台周辺地区地区整備計画区域の項」を「、時計台周辺地区地区整備計画区域の項並びに平岸駅周辺地区地区整備計画区域の項」に改め、同表備考31中「又はカ欄」を「若しくはカ欄又は平岸駅周辺地区地区整備計画区域の項のウ欄若しくはカ欄」に改め、「際、」及び「敷地が」の次に「それぞれ」を加え、同表備考に次のように加える。

34 平岸駅周辺地区地区整備計画区域の項のウ欄、エ欄及びカ欄に掲げる数値は、当該地区整備計画区域内の建築物のうち、その敷地が都市計画道路平岸通又は都市計画道路白石・中の島通に接するものに限り適用する。この場合において、当該敷地が当該地区整備計画区域の内外にわたるときは、当該建築物又はその敷地の全部について、同項のウ欄及びカ欄に掲げる数値を適用する。

(9) 別表3に次のように加える。

67	平岸駅周辺地区地区整備計画区域の平岸駅周辺地区	次の各号のいずれかに該当する建築物等 (1) 敷地に接する歩道の地盤面からの高さが3メートルを超える建築物の部分 (2) 増築又は改築を行う際現に存するもの(平岸駅周辺地区地区整備計画において定められた建築物の容積率の最高限度が10分の30(商業地域にあつては、10分の40)であるものに限る。)
----	-------------------------	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。